



成年後見

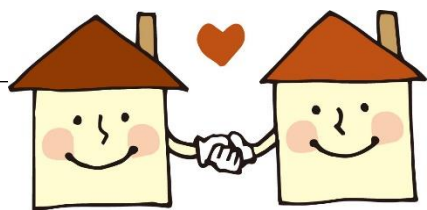
平成 29 年 3 月 vol.15
発行：ちよだ成年後見センター
TEL.03-6265-6521

ポイント

アドバイス

成年後見制度利用促進基本計画ってどんな計画？

平成28年は、成年後見制度に関わる2つの法律が施行され、前号では円滑化法を取り上げました。今回は利用促進法を取り上げ、ポイント进行解説します。



【成年後見制度利用促進基本計画が決定！】

成年後見制度の利用の促進に関する法律が平成28年5月13日に施行されました。この法律では、政府は「成年後見制度利用促進基本計画」(基本計画)を定めることとされています。そこで、平成28年9月から内閣府の成年後見制度利用促進委員会において「基本計画」に盛りこむべき事項について検討がなされ、平成29年3月に「基本計画」が閣議決定されました。

以下で「基本計画」のポイント进行紹介します。

【「基本計画」のポイント】

①財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護の側面を重視し、利用者がメリットを実感できる制度・運

用へ改善を進める。

②全国どの地域においても必要な人が制度を利用できるように、**各地域において権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築**を図る。

③不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して制度を利用できる環境を整備する。

【地域連携ネットワークの構築】

「基本計画」の大きな柱が、**権利擁護支援の地域連携ネットワーク**(従来の医療・福祉の連携に加えて、司法も含めた連携の仕組み)の構築及びその中核機関の設置です。その具体的な機能は、制度の広報、権利擁護支援が必要な人の発見・支援、相談対応、受

任者調整(マッチング)の支援、後見人の担い手(市民後見人等)の育成・活用、親族後見人の支援等を行うことです。地域連携ネットワークの構築により、地域において本人を後見人とともに「チーム」で見守り、支えていくとともに、地域の専門職団体・関係機関の協力・連携体制(協議会等)により個々の「チーム」を支援していくことになります。

詳しくは、内閣府のホームページをご覧ください。

(司法書士 野村真美)



内閣府ホームページはこちら

<http://www.cao.go.jp/seinenkouken/index.html>

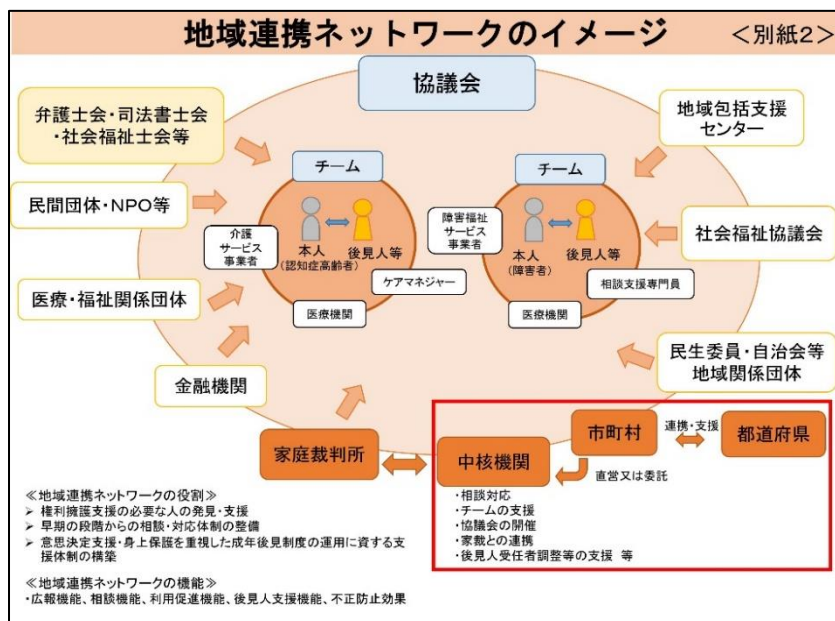


図 成年後見制度促進基本計画に盛り込むべき事項についての成年後見制度利用促進委員会の意見について(平成 29 年 1 月 13 日) 意見のポイント・概要より

講習会「成年後見いいはなし」を開催しました！

■テーマはいいはなし

定期的実施している、ちよだ成年後見センターの成年後見制度講習会ですが、今回は「成年後見いいはなし」というタイトル通り、「いいはなし」をテーマにして開催しました。この1年程でテレビや新聞で成年後見制度の話題を目にすることが増えてきましたが、その多くが不正などのよくないニュースです。とはいえ成年後見制度は必要な制度といえますので、制度を利用した際にどのようなことをしてもらえるのか、どのようなメリットがあるのかということを福祉的な立場からの経験を聞いてみることにしました。

■講師は社会福祉士の中村一孝さん

中村さんは、地域のつながりを大切にしながら高齢の方たちを支援されており、その活動のなかでの成年後見人等としての役割を話してくださいました。

成年後見人等の役割は、ご本人の権利や財産を守ることです。しかし、単にご本人の事だけをみても、上手く

いかないことがよくあります。ご本人を守るためには、ご家族もさることながら、お住まいの地域の方や福祉関係機関、また取引先の銀行なども連携していくことが必要、とのことでした。

成年後見制度を利用したから「いいこと」、とは簡単には言えないようです。制度をどうやって使うのかが大切ですので、わからないことがあればちよだ成年後見センターへご相談ください。



わたしたちのまち「ちよだ」の 区民後見人情報



平成28年度も区民後見人養成講座を実施してきました。1年間にわたる、講習、グループワーク、実習を経て7名の方が修了し、区民後見人候補者バンクに登録されました。これで区民後見人候補者バンクの登録者は、昨年度、一昨年度に修了された方とあわせ、27名です。

市民後見人は全国的にも多くなってきており、活躍する様子も聞こえてきています。同じ地域で暮らし、同じ視点でご本人を支援することが、市民後見人の大切な役割の一つです。千代田区でも着々とその準備が進められています。

ちよだ成年後見センター

〒102-0074

千代田区九段南一丁目 6 番 10 号

かがやきプラザ 4 階

tel.03-6265-6521 fax.03-3265-1902

Eメール kouken@chiyoda-cosw.or.jp

月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始除く)

